

起業意識向上事業業務に係る企画提案書募集要領

1 業務名

起業意識向上事業業務

2 業務概要

本県では、復興・創生に向けて女性や若者を始めとした様々な人たちが起業しやすい環境の整備を図り、起業が次々と生まれる「スタートアップの地ふくしま」の実現に向け、創業支援機関がそれぞれの強みを生かしながら活動している。

一方で、「やりたいこと」はぼんやりあるものの、それをどう具現化していいか分からない、また先輩起業家や同じ意志を持つ仲間との繋がりが少ないため起業のモチベーションが維持できず、実際に起業に踏み切れないという事情も少なからず存在する。

こうした背景を踏まえ、本事業は新たな起業家発掘・育成するためのプログラムを実施し、起業マインドとスキルの向上を図るとともに、そのプロセスを力強く情報発信することで、さらなる起業希望者の発掘・育成に努めるものである。

3 業務仕様

別紙業務仕様書のとおり

4 見積限度額

6,078千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加資格

企画提案書を提出する者（以下「提案者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

6 実施のスケジュール（予定）

募集開始	令和7年3月 7日（金）
質問受付期限	令和7年3月14日（金）17時
参加申込書提出期限	令和7年3月28日（金）17時
企画提案書提出期限	令和7年4月 4日（金）17時
審査委員会	令和7年4月18日（金）（書面審査予定）
審査結果通知	令和7年4月22日（火）（予定）
契約締結・事業着手	令和7年4月23日（水）以降

7 手続きに関する事項

(1) 質問等の受付

本募集に関し質問がある場合は、質問書〔様式1〕に記入し、以下により提出すること。

ア 受付期間

令和7年3月7日（金）から3月14日（金）17時まで

イ 提出方法

下記提出先・問い合わせ先あて電子メールにより提出すること。件名は「質問書（起業意識向上事業業務）」とすること。電話による質問の受付は行わない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、産業振興課ホームページへの掲載により行う。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者のみ回答する。

(2) 参加申込書の提出

提案者は、参加申込書〔様式2〕を以下により提出し、参加資格の確認を受けること。

ア 提出期限

令和7年3月28日（金）17時

イ 提出方法

下記提出先・問い合わせ先に電子メールで提出すること。件名は「参加申込書（起業意識向上事業業務）」とすること。

ウ 結果通知

産業振興課において参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を参加申込者に通知する。

8 企画提案書の提出

参加資格の確認を受けた者は、以下により企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月4日（金）17時（必着）

(2) 提出方法

下記提出先・問い合わせ先に持参又は郵送で提出すること。持参による提出の受付は、祝日を除く月曜日から金曜日の8時30分から17時までとする。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」の旨を朱書のうえ、簡易書留等配達記録の記録が残る方法とすること。

(3) 提出書類

次の書類を6部（正本1部、写し5部）提出すること。

ア 企画提案書 [様式3]

イ 会社概要 [様式4]

ウ 定款の写し

エ 法人登記簿謄本（応募日から3ヶ月以内のもの）の写し

オ 直近の事業年度の事業実績の分かる資料

カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書 [様式5]

(4) その他留意事項

ア 提案者は、複数の企画提案書を提出することはできません。

イ 一度提出された書類の変更、差替は、軽微な変更を除き原則として認めません。

ウ 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。

エ 提出された書類は返却しません。

オ 提出された書類は、委託契約候補者の選定手続き以外には使用しません。

カ 企画提案書の提出後に辞退する際は、辞退届（任意様式）を提出すること。

キ 提出された書類及び添付書類は、情報公開請求により全部又は一部を開示することがあります。

9 企画提案書の審査方法、評価基準

(1) 審査方法

県が設置するプロポーザル審査委員会による審査する。

(2) 審査委員会の開催

形式については、書面審査にて開催する。

(3) 委託契約候補者の選定

ア 審査結果に基づき、委託契約候補者1者を選定する。

イ 委託契約候補者を選定後、全ての提案者に結果を通知する。

ウ 委託契約候補者が契約を締結しない場合、次点の者と契約の交渉を行う。

(4) 評価基準

評価項目	評価の視点
業務遂行能力等	業務体制 業務を実施する上で十分な体制であるか。
	業務実績 本業務と類似の業務の受注実績があるか。

企画提案内容	
業務理解	本事業の目的や業務内容を理解しているか。
企画内容①	起業意欲を喚起するようなプログラム構成となっているか。
企画内容②	受講生間等のネットワークが構築される内容となっているか。
企画内容③	本事業の情報発信が広くなされているか。
スケジュール	業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。
業務経費	業務経費は適正であるか。

10 企画提案書の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本募集要領に示す条件に違反した場合。
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (3) 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。
- (4) 契約までの間に、企画提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故等、やむを得ない事情があり、かつ同等の業務実施体制を構築できると認められる場合は除く。
- (5) その他、あらかじめ県が指示した事項に違反した場合。

11 契約等に関する事項

(1) 業務仕様書

業務仕様書は、別紙「業務仕様書」に委託契約候補者の企画提案書を反映して作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

この場合において、委託契約候補者との協議が整わなかった場合は、審査結果が次点の者を委託契約候補者とする。

(2) 契約の締結

福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)に定める随意契約の手續に基づき、委託契約候補者から見積書を提出してもらい、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。

(3) 契約保証金について

委託契約候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(4) 契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

また、企画提案書に基づく委託業務を履行できなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができること。

(5) 関係書類の整備

受託者は委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を5年間保存すること。

12 契約成立の条件

本募集は、令和7年度速やかに委託業務を開始できるよう、本契約に係る予算の成立前に行うものであるため、県議会で予算が可決され、執行が可能となることが契約の前提となります。

13 その他必要な事項

地産地消の観点から、消耗品の調達やチラシやポスターの印刷・配送については、特段の事情がない限り県内企業を活用すること。

14 提出先・問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 西庁舎12階

福島県商工労働部産業振興課（担当：紺野、佐藤）

電話 : 024-521-7283

電子メール : business@pref.fukushima.lg.jp